

相続税対策

相続税対策、考えていますか？



生前贈与？

生命保険？



相続税対策には様々な方法があります

贈与税の
基礎控除

生命保険金
の非課税枠

相続時精算
課税制度

居住用
不動産の
配偶者控除

※各制度には、適用させるための条件があります。
条件をクリアしていないと、余計な税金がかかる可能性があるので
注意が必要です。

詳しくは裏面をご覧ください！

※御社名・事務所名を入れてください

相続税には様々な対策方法があります！

贈与税の
基礎控除
を利用！

年間計110万円以内の贈与に関しては贈与税が発生しません。この制度を利用し、毎年110万円ずつお子様やお孫様に贈与することで、相続発生時の財産を減らすことができ、節税となります。

生命保険金の
非課税枠
を利用！

相続人が受け取る死亡保険人については一定額(500万円×法定相続人の数)まで非課税となります。

相続時
精算課税
制度
を利用！

贈与税と相続税を相続時にまとめて精算する課税制度です。贈与時は2500万円まで贈与税が非課税となります。遺産に贈与した財産を加えた金額から相続税を計算します。贈与時の評価で計上しますので、値上がりしそうな財産（自社株や不動産）がある場合等は節税となります。

ご相談は全て**無料**にてお受けいたします。

※個別具体的なご相談や税務代理は提携の税理士上にて対応をさせていただきます。

TEL : 03-6662-8666

事務所住所

〒112-0002
東京都文京区小石川1-26-16
昭栄マンション203

QR
コード